

各 署 長 様

消 防 局 長

防火塀等の高さに係る運用について（通知）

危険物の規制に関する政令等の改正により、危険物の規制に関する政令第17条第1項第19号に規定される防火塀又は壁が、性能規定化の観点から必要な性能の明確化を図ることとされたことに伴い、新たに下記のとおり運用上の指針を定めたので、十分留意されたい。

記

第1 防火塀又は壁の具体的な性能

- 1 開口部を有しないものであること。（防火設備ではめ殺し戸（網入りガラス）のものは設けることができる。）
- 2 給油取扱所において、固定給注油設備から給注油中に漏えいした危険物の燃焼火災、専用タンクに注入中に漏えいした危険物の燃焼火災が発生するものとした場合において、給油取扱所に隣接する建築物の外壁、軒裏（耐火、準耐火、防火構造除く。）の表面、塀等に設けられた防火設備（網入りガラス等）の給油取扱所に面しない側の面における輻射熱が、 $\int_0^{t_e} q^2 dt \leq 2000$ （以下「告示計算式」という。）を満足すること。この場合に風については考慮しないものとする。（ t_e は燃焼継続時間（分）、 q は輻射熱（ kw/m^2 ）、 t は燃焼開始からの経過時間（分）とすること。）

第2 防火塀又は壁の技術上の基準に係る運用

1 高さ

- (1) 塀又は壁の高さが2mであるとした場合に隣接する建築物の外壁及び軒裏における輻射熱が告示計算式を満たすかどうかにより、塀又は壁を2mを超えるものとする必要であるかどうか判断すること。
- (2) 危険物の火災は、時間とともに輻射熱が変化することが通常であるが、漏えいした危険物のプール火災を想定して、火災開始から一定の輻射熱であると仮定し、以下の計算方法により算出すること。
 - ① 漏えいした危険物の量は過去の漏えい事故を参考に固定給油設備、固定注油設備にあっては500リットル、注入口にあっては300リットルとする。ただし、灯油又は軽油を車両に固定されたタンクに注入するための固定注油設備にあっては、900リットルとする。

漏えいした危険物の面積は漏えい箇所から排水溝までの垂線に対し、両側に20°の角度で排水溝まで拡大するものとする。ただし、壁際にあっては壁沿いに20°の角度で拡大するものとする。

- ② 火災の形状は、壁際にあつては直方体火災、壁際以外の場所にあつては円筒形火災を想定する。
- ③ 火災の高さは、漏えい面積を円形に置き換え、その半径の3倍の高さとする。直方体火災の火災前面幅は漏えい面積を直方体に置き換え、前面と側面の比率を長方形の黄金比 $((1 + \sqrt{5}) / 2)$ とする。
- ④ 輻射熱が告示計算式を満たすかどうかについては、漏えいした危険物の量を漏えいした面積で除し、その商を可燃性液体の燃焼速度で除すことによって求めた推定燃焼時間を輻射熱のべき乗に乗ずることで算出する。

2 塀又は壁に設ける開口部

- (1) 開口部は、給油取扱所の事務所等の敷地境界線側の壁に設ける場合を除き、当該開口部の給油取扱所に面しない側の裏面における輻射熱が告示計算式を満たすものであること。この場合において、告示計算式を満たすかどうか判断する際、網入りガラス等が有する輻射熱を低減する性能を考慮することができること。
- (2) 塀に開口部を設ける場合には、当該開口部に面する建築物の外壁及び軒裏の部分において当該開口部を通過した輻射熱及び塀の上部からの輻射熱を併せて告示計算式を満たすこと。

以 上
(予防課)